

第二部

事業概要と事業実績 (令和7年度)

- I 消費生活相談
- II 消費者教育
- III 消費者啓発
- IV 審議会・情報交換会
- V 事業者への注意・助言、啓発
- VI 価格動向の調査等
- VII 計量の適正化
- VIII 総合食料品小売センターの維持・管理
- IX 製品事故の予防対策



I 消費生活相談

北九州市では、市民が日常生活で遭遇する契約上のトラブルや詐欺まがいの悪質行為、製品事故などの消費生活に関する相談窓口を設置し、市民からの苦情・相談・情報提供を受け付け、問題解決に向けたお手伝いを行っています。

相談窓口は、戸畑区を拠点として、市民がより身近なところで相談できるように、小倉北・小倉南・八幡西区役所にも設置しています（令和8年4月以降、区役所の窓口は完全電話予約制になっています）。

1 消費生活相談状況

(1) 相談受付件数の推移

令和7年度、消費生活センターで受け付けた相談件数は 10,685 件で、前年度の 10,127 件から 558 件（5.5%）増加しました。

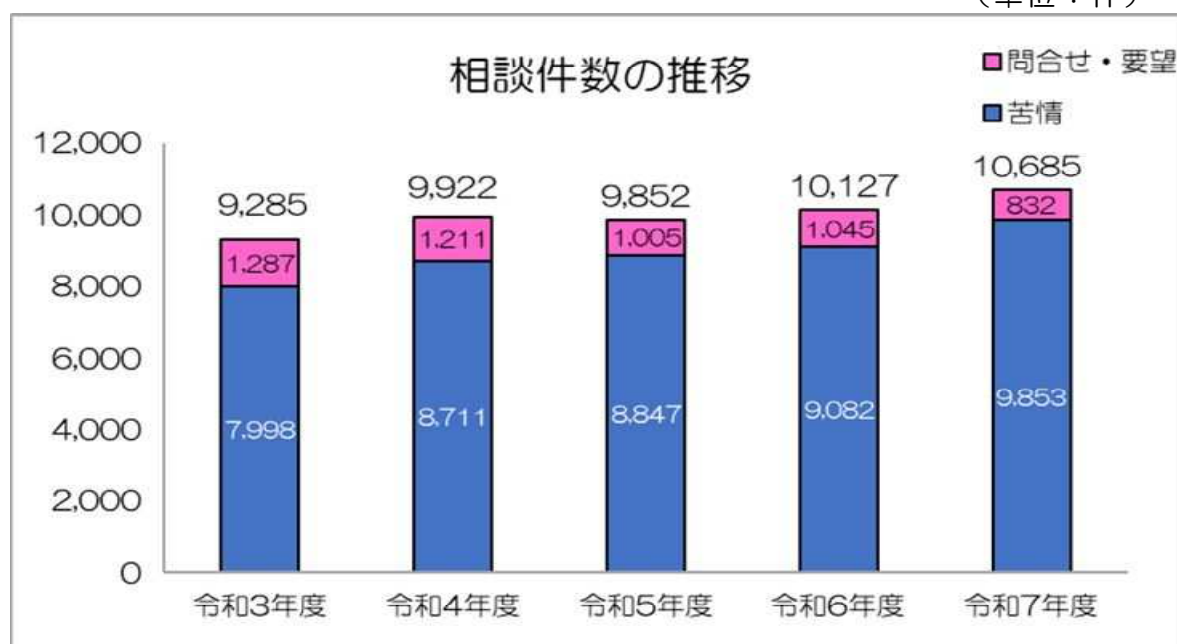
（単位：件）

年度	苦情	問合せ・要望	合計	対前年度比（%）
3	7,998	1,287	9,285	▲12.1
4	8,711	1,211	9,922	6.9
5	8,847	1,005	9,852	▲0.7
6	9,082	1,045	10,127	2.8
7	9,853	832	10,685	5.5

苦 情…一般的な消費生活に係る相談

問合せ・要望…苦情に含まれない問い合わせや他機関への案内

（単位：件）



(2) 年代別・商品別苦情相談件数

20歳代・30歳代の1位は不動産貸借、50歳代・60歳代の1位は化粧品、40歳代・70歳代・80歳以上の1位は商品一般となっています。

(単位：件)

年代	件数	構成比	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
20歳未満	218	2.2%	インターネットゲーム 44	エステティックサービス 20	化粧品 16	健康食品 15	商品一般 12
20歳代	780	7.9%	不動産貸借 77	エステティックサービス 76	商品一般 42	役務その他サービス 39	四輪自動車 37
30歳代	662	6.7%	不動産貸借 59	商品一般 40	エステティックサービス 内職・副業 25	—	役務その他サービス 23
40歳代	915	9.3%	商品一般 82	化粧品 73	不動産貸借 69	役務その他サービス 26	フリーローン・サラ金 27
50歳代	1,233	12.5%	化粧品 174	商品一般 121	不動産貸借 75	健康食品 52	携帯電話サービス インターネット接続回線 35
60歳代	1,318	13.4%	化粧品 199	商品一般 109	健康食品 74	役務その他サービス 44	不動産貸借 37
70歳代	1,483	15.1%	商品一般 160	化粧品 146	携帯電話サービス 79	健康食品 75	固定電話サービス 61
80歳以上	1,072	10.9%	商品一般 159	固定電話サービス 78	携帯電話サービス 69	健康食品 54	工事・建築 49
不明・無回答	2,172	22.0%	商品一般 357	不動産貸借 132	役務その他サービス 79	化粧品 73	携帯電話サービス 66

上記の商品・役務の名称は、独立行政法人国民生活センターが指定し、全国の消費生活センター等で使用しているものです。

※「商品一般」とは、商品・役務の分類、項目を越えて、複数の分類項目にまたがっているものや、「店員の態度が悪い」、「注文した覚えがないものが郵送されてきた」等、商品を特定できない相談をいいます。この中には身に覚えのない料金が請求される「架空請求」が含まれます。

※「インターネット接続回線」とは、プロバイダーやインターネット回線の料金やサービスの内容に関する相談です。

※「役務その他サービス」とは、SNSを通じて、副業サポート等役務の提供を受ける契約に関する相談です。この中には、パソコンにウイルスが感染し、解除のために金銭を請求されるパソコンサポート詐欺に関する相談が含まれます。

(3) 内容別相談件数の推移

令和7年度で最も多い相談内容は、「契約・解約」の8,232件となっており、内容別相談件数全体の約41.1%を占めています。

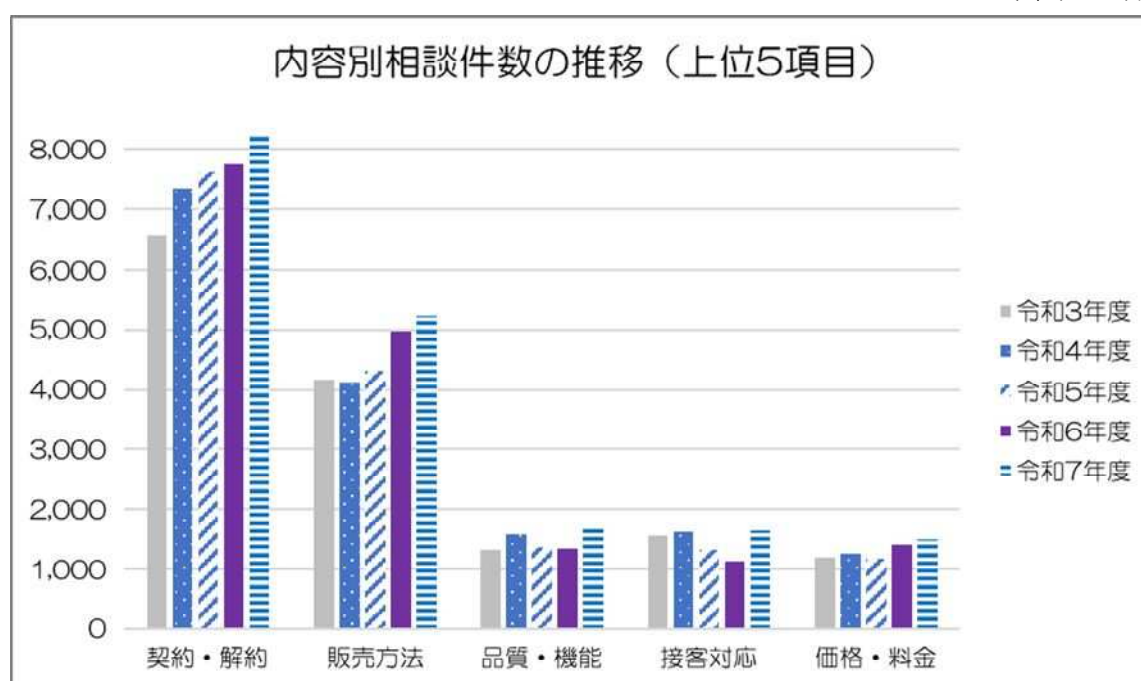
次いで「販売方法」5,237件、「品質・機能」1,656件、「接客対応」1,636件、「価格・料金」1,492件の順となっています。

(単位：件)

相談内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
契約・解約	6,578	7,341	7,615	7,743	8,232
販売方法	4,170	4,113	4,308	4,983	5,237
品質・機能	1,309	1,568	1,356	1,343	1,656
接客対応	1,564	1,613	1,323	1,118	1,636
価格・料金	1,181	1,256	1,167	1,395	1,492
表示・広告	779	722	718	893	1,042
安全・衛生	232	297	259	276	251
法規・基準	203	184	228	175	167
買物相談	29	33	26	48	23
施設・設備	12	15	24	17	16
計量・量目	15	11	8	9	14
生活知識	27	16	16	21	12
包装・容器	12	12	6	5	8
その他	336	327	217	261	229
計	16,447	17,508	17,271	18,287	20,015

(注) 相談内容は重複しているため、相談受付件数の合計とは異なります。

(単位：件)



(4) 苦情の多い商品・役務

令和7年度に苦情が多かった商品・役務は、「商品一般」、「化粧品」、「不動産貸借」、「健康食品」の順となっています。

また、通信関連（「携帯電話サービス」、「インターネット接続回線」、「固定電話サービス」）の苦情が大幅に増加しました。

（単位：件）



順位	令和6年度		順位	令和7年度	
	品目	件数		品目	件数
1	商品一般	1,213	1	商品一般	1,058
2	化粧品	791	2	化粧品	709
3	不動産貸借	409	3	不動産貸借	461
4	健康食品	394	4	健康食品	356
5	役務その他サービス	288	5	役務その他サービス	339
6	工事・建築	256	6	携帯電話サービス	336
7	フリーローン・サラ金	243	7	インターネット接続回線	256
8	携帯電話サービス	224	8	工事・建築	222
9	四輪自動車	197	9	固定電話サービス	211
10	インターネット接続回線	150	10	フリーローン・サラ金	180

上記の商品・役務の品目名称は、独立行政法人国民生活センターが指定し、全国の消費生活センター等で使用しているものです。

※「商品一般」とは、商品・役務の分類項目を越えて、複数の分類項目にまたがっているものや、「店員の態度が悪い」、「注文した覚えがないものが郵送されてきた」等商品やサービスを特定できない相談をいいます。この中には、身に覚えのない料金が請求される「架空請求」が含まれます。

※「インターネット接続回線」とは、プロバイダーやインターネット回線の料金やサービスの内容に関する相談です。

※「役務その他サービス」とは、SNSを通じて、副業サポート等役務の提供を受ける契約に関する相談です。この中には、パソコンにウイルスが感染し、解除のために金銭を請求されるパソコンサポート詐欺に関する相談が含まれます。

(5) 販売購入形態別の苦情件数

令和7年度の販売購入形態別苦情件数のうち、「店舗販売」は2,291件で、前年度より267件（13.2%）増加しています。

通信販売や訪問販売などの「店舗外販売」は5,039件で、前年度の4,758件に比べ281件（5.9%）増加しています。

令和7年度の「店舗外販売」の主な内訳は、

- ・「通信販売」は3,657件で、前年度より219件（6.4%）増加しています。
- ・「訪問販売」は590件で、前年度より2件減少（▲0.3%）しています。
- ・「電話勧誘販売」は620件で、前年度より80件（14.8%）増加しています。

（単位：件）

販 売 購 入 形 態			令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
店 舗 販 売			1,895	2,257	2,146	2,024	2,291
店 舗 外 販 売	通 信 販 売		3,095	3,531	3,546	3,438	3,657
	訪 問 販 売		621	510	629	592	590
	（訪問販売の内訳）	家 庭 訪 販	453	351	455	404	398
		点 検 商 法	42	55	94	100	87
		催 眠 商 法	19	6	11	2	3
		アポイントメントセールス	16	10	4	4	10
		キャッチセールス	20	12	16	6	14
		その他	71	76	49	76	78
		電 話 勧 誘 販 売	501	538	434	540	620
	マ ル チ 商 法		108	56	58	43	41
	ネガティブ・オプション（送りつけ商法）		12	18	29	15	16
	訪 問 購 入		58	60	75	81	69
	そ の 他 無 店 舗		54	63	53	49	46
	計		4,449	4,776	4,824	4,758	5,039
	不 明 ・ 無 関 係			1,654	1,678	1,877	2,300
合 計			7,998	8,711	8,847	9,082	9,853

上記の販売購入形態の名称は、独立行政法人国民生活センターが指定し、全国の消費生活センター等で使用しているものです。

※「点検商法」とは、点検といって訪問し、屋根や給湯器などを調べ、不安をあおって契約をさせる手口です。

※「催眠商法」とは、会場に人を集め、無料品を配るなどして雰囲気盛り上げ、最後に高額な商品を契約させる手口です。

※「アポイントメントセールス」とは、電話等で目的を隠して営業所や喫茶店等に呼び出し、商品の契約をさせる商法です。

※「キャッチセールス」とは、駅や繁華街でアンケート調査などと言って喫茶店や営業所に連れて行き、帰れない雰囲気にして商品やサービスを契約させる商法です。

※「マルチ商法」とは、販売組織に参加し、新たな参加者に商品やサービスなどを販売すれば、報奨金が得られるとする商法です。

※「訪問購入」とは、業者が消費者の自宅を訪れ、消費者から物品を買い取る契約をするものです。

(6) 特殊詐欺に関する相談件数

令和7年度の特種詐欺に関する相談件数は867件で、前年度の1,106件に比べて239件減少（▲21.6%）しました。

架空請求に関する相談は令和4年度以降増加していましたが、令和7年度は前年度と比べ196件減少（▲19.7%）しています。

（単位：件）

年度	架空請求	オレオレ詐欺	還付金詐欺	融資保証金詐欺	金融商品取引名目	ギャンブル必勝法情報提供名目	異性との交際あっせん名目	合計
3	815	4	30	2	0	21	115	987
4	815	7	36	1	0	23	118	1,000
5	887	11	19	2	0	15	92	1,026
6	997	0	14	1	0	21	73	1,106
7	801	7	5	0	0	28	26	867

(7) 悪質商法に関する相談件数

令和7年度の悪質商法に関する相談件数は3,549件で、前年度の3,003件に比べて546件（18.2%）増加しました。全相談件数に占める割合は、33.2%と高い比率を占めています。

（単位：件）

年 度	悪質商法件数(a)	全相談件数(b)	割合(a)/(b)
3	2,722	9,285	29.3%
4	2,813	9,922	28.4%
5	2,780	9,852	28.2%
6	3,003	10,127	29.7%
7	3,549	10,685	33.2%

※相談内容のうち、「点検商法」、「特殊詐欺」、「販売目的隠匿」、「判断不十分者契約」等、販売上の問題点が認められるキーワードに該当するものを「悪質商法」として計上しています。

2 多重債務問題

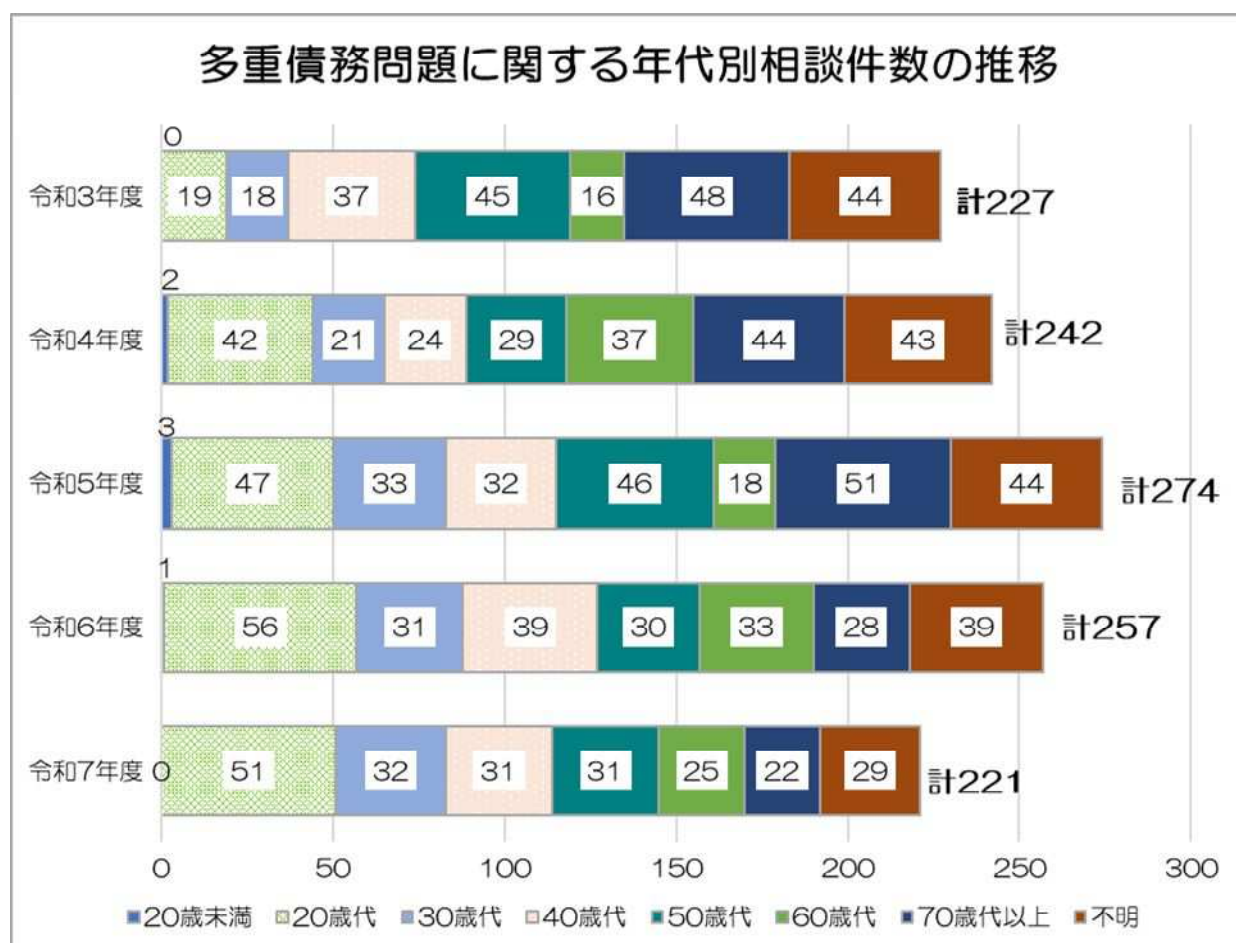
令和7年度の多重債務問題に関する相談件数は221件で、前年度の257件に比べて、36件減少（▲14.0%）しました。

(1) 多重債務問題の相談状況

（単位：件）

年 度	多重債務件数(a)	全相談件数(b)	割合(a)/(b)
3	227 (うち、「銀行からの借入」124)	9,285	2.4%
4	242 (うち、「銀行からの借入」131)	9,922	2.4%
5	274 (うち、「銀行からの借入」148)	9,852	2.8%
6	257 (うち、「銀行からの借入」106)	10,127	2.5%
7	221 (うち、「銀行からの借入」107)	10,685	2.1%

（単位：件）



(2) 多重債務問題への対応

消費生活相談員が、債務や家計収支の状況等を詳細に聞き取り、法的解決方法（任意整理、特定調停、個人再生、自己破産）を紹介するとともに、債務整理等が必要な相談者については、本センター主催の「消費者トラブル無料法律相談」を案内しています。

また、その他に弁護士会、司法書士会、法テラス及び市・県の無料法律相談窓口も案内しています。

3 消費者トラブル無料法律相談

消費生活相談の処理にあたっては、法律家の知見が必要なものがあるため、弁護士会、司法書士会の協力を得て、「消費者トラブル無料法律相談」を行っています。相談をいただいたケースの中で、消費生活相談員が、法律相談の必要性があると判断した際に、相談者へ案内しています。

また、この無料法律相談には、消費生活相談員が同席し、事後のフォローアップも行っています。

(1) 実施状況

ア 弁護士相談

(ア) 開催日 原則、第2・4・5週の火曜日

(イ) 令和7年度実績

- ・開催数： 27回
- ・相談件数： 69件（一般相談： 57件、多重債務相談： 12件）

イ 司法書士相談

(ア) 開催日 原則、第1火曜日

(イ) 令和7年度実績

- ・開催数： 11回
- ・相談件数： 14件（一般相談： 13件、多重債務相談： 1件）

(2) 無料法律相談実績

(単位：件)

年 度		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
弁 護 士	実施回数	50	49	51	38	27
	相談件数	76	85	94	73	69
	多重債務	11	15	18	13	12
	多重債務外	65	70	76	60	57
司法書士	実施回数	12	12	12	12	11
	相談件数	4	5	3	9	14
	多重債務	0	1	0	0	1
	多重債務外	4	4	3	9	13
合 計	実施回数	62	61	63	50	38
	相談件数	80	90	97	82	83
	多重債務	11	16	18	13	13
	多重債務外	69	74	79	69	70

4 クリーニング相談

福岡県クリーニング生活衛生同業組合の協力を得て、クリーニング専門アドバイザーが、製品にクリーニングが及ぼした影響等を踏まえながら相談を実施しています。

- ・原則、毎月第2木曜日
- ・令和7年度実績：1回
- ・相談件数：1件

(単位：件)

年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
クリーニングに関する相談総件数	39	29	30	30	28
クリーニング相談開催数	1	1	1	0	1
クリーニング相談相談件数	1	1	1	0	1

5 消費生活相談員研修

消費生活相談員の能力向上と研鑽を図るため、令和7年度は、特定非営利活動法人北九州市消費生活相談員協会主催で研修を行いました。また、他団体が実施する各種研修に相談員を派遣しています。

(1) 特定非営利活動法人北九州市消費生活相談員協会主催研修

開催月	内 容	講 師
4～3	オンライン研修 国民生活センターが配信する D ラーニング (遠隔研修) で各相談員が1日研修	国民生活センター が依頼した講師
6	接遇研修	消費生活相談員協会 会長
8	適格消費者団体オンライン講座	消費者庁運営業務委 託先 消費者スマイル基金
12	法テラス北九州との研修会	法テラス北九州 事務局長・弁護士

(2) 法テラス北九州との消費生活相談研修会

開 催 日 令和7年12月20日（土）
 参 加 者 法テラス北九州事務局長1名、弁護士1名、相談員9名
 研 修 内 容

	テーマ
1	法テラスの業務について
2	「弁護士と消費者問題」
3	質疑応答・意見交換

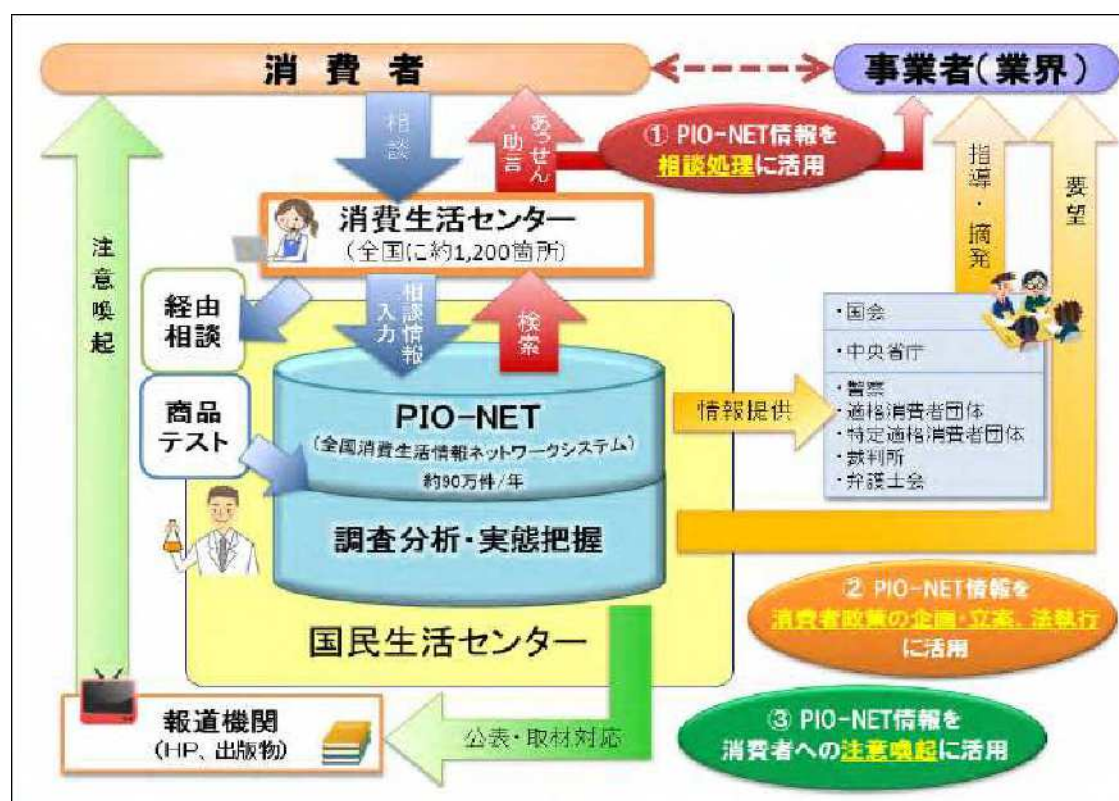
(3) 国民生活センター等主催の研修

実施機関名	研修名	派遣・受講人数
国民生活センター	相談員研修（現地研修・オンライン研修）	11
沖縄県消費生活センター	九州ブロック会議消費生活相談事例研究会	1
福岡県消費生活センター	消費者安全確保地域協議会設置促進研修 相談事例検討会	13
Credit Information Network（CRIN）協議会	個人信用情報に関する消費者懇談会	2

6 消費生活情報オンラインシステムの活用

全国の消費生活センターと独立行政法人国民生活センターの間をオンライン回線「PIO-NET」（パイオネット）で結び、複雑・多様化する相談内容を迅速に収集・分析して、的確な相談処理と消費者被害の未然防止に努めています。

消費生活センターにご相談いただいた内容は、国の機関である国民生活センターや消費者庁に共有されます。それらの情報により、トラブル防止や製品の改良、悪質業者の行政処分や法改正などに繋がっていきます。



Ⅱ 消費者教育

様々な関係機関と連携・協働しながら、若年者、高齢者、障害のある人など、消費者の多様な特性に配慮し、きめ細かな消費者教育を効果的に推進するとともに、ライフステージに応じた切れ目のない学びの機会の提供などに取り組むことを目指すとともに、目標や成果指標（KPI）を定めた「北九州市消費者教育推進計画」を令和7年3月に策定しました。

消費者被害を未然に防止するため、市内の小学校・中学校、高校、大学、専門学校等の教育機関が行う消費者教育を支援するとともに、成人から高齢者に至る各世代の市民が消費生活に関する必要な知識を身に付け、主体的かつ責任をもって行動できる消費者となるよう、各種講座やイベント、街頭啓発など様々な手法で啓発を行っています。

1 「北九州市消費者教育推進計画」の推進

近年、デジタル化の進展により、インターネット通販やキャッシュレス決済、SNSなどが普及し、利便性が増す一方で、悪質商法の手口は多様化・複雑化しています。

また、高齢化の進行や成年年齢引下げ、孤独・孤立の顕在化など、社会情勢の変化に伴い消費者被害の増加が懸念されています。

こうした中、誰もが安心して消費生活を営むことができる新ビジョンの重点戦略の一つである「安らぐまち」の実現のためには、消費者被害の未然防止や、消費者教育の推進による、自ら学び、考え、行動する消費者の育成などの取組が重要となっています。

本市では、平成30年3月に「北九州市消費者教育推進の手引き」を策定し、消費者被害の未然防止のための啓発等に取り組んできました。

このような取組をさらに加速させるため、これまでの施策の成果や課題、社会経済情勢の変化を踏まえた、「北九州市消費者教育推進計画」を令和7年3月に策定しました。

今後は、「北九州市消費者教育推進計画」において設定した目標の達成に向けて、北九州市消費生活審議会において消費者教育に関する取組の実施状況などを報告し、その意見を踏まえたうえで計画の推進を図ります。

2 出前講座

令和7年度に市民概ね15人以上の団体・グループからの依頼に基づき、講師等を派遣して消費者被害防止のための講座を実施しています。

対 象	実施回数 (回)	受講人数 (人)	内 容
高齢者・一般	32	1,008	「悪質商法の事例と対処法」など
若年者	27	2,532	「成年年齢引き下げ」「若者に多い消費者トラブル事例と対処法」など
小中高校生等	9	772	
大学・専門学生・新社会人等	18	1,760	
合 計	59	3,540	



3 若年者を対象とした消費者教育推進事業

スマートフォンやインターネットをきっかけとした消費者トラブルが近年、若年者を中心に広がっています。そのため、若者が陥りやすい消費者トラブルについて、実際に相談のあった具体的な事例や対処方法などの情報をメールの配信やリーフレットで提供しています。

また、小学校や中学校での消費者教育を支援するため、「北九州市消費者教育計画」の活用促進とともに教材の貸し出しを行っています。

(1) 被害事例情報の提供

ア SOS サポートニュースの配信

中学生が陥りやすいトラブル事例を市内の中学校へ定期的にメールで配信しています。（毎月25日）

※「SOS」は、Safety Of School の略称です。

イ 消費生活トラブル注意報の配信

最新の若年者向けのトラブル事例を市内の高等学校、大学、専門学校へ福岡県・福岡市と共同で、定期的にメールで配信しています。（2ヵ月に1回）

ウ わかものサポートニュースの配信

大学生等対象のトラブル事例を、市内の大学・専門学校へ定期的にメールで配信しています。（毎月20日）

(2) 消費者教育 DVD・図書の貸出

授業や生徒指導で使用するための DVD・図書等の貸し出しを行っています。

Ⅲ 消費者啓発

1 くらしの便利講座

消費者問題に関心を持つきっかけづくりとして、生活に密着した講座を実施し、消費生活センターの活動の理解と地域への広がりを期待して開催しています。併せて消費生活アドバイスを行っています。

【令和7年度実績】

・第1回くらしの便利講座

テーマ 「脳の健康教室」

日 時 令和7年6月26日（木）14：00～16：00

講 師 株式会社公文教育研究会 学習療法センター 杉江 哲 氏

参加者 21名

・第2回くらしの便利講座

テーマ 「静電気実験&スライムづくり」

日 時 令和7年8月23日（土）14：00～16：00

講 師 北九州工業高等専門学校 前川 孝司 氏

北九州工業高等専門学校 大川原 徹 氏

参加者 5組10名

・第3回くらしの便利講座

テーマ 「シニア向けスマホ安全教室」

日 時 令和7年11月18日（火）13：00～15：30

講 師 KDDI株式会社 斎藤 卓也 氏

参加者 20名

・第4回くらしの便利講座

テーマ 「毎日の食卓から始める健康づくり」

日 時 令和8年1月20日（火）13：30～15：00

講 師 社会医療法人 製鐵記念八幡病院 井門 裕暁 氏

参加者 15名

2 消費者フェスティバル2025

中・高校生が多く集まる「ゆめみらいワーク」に出展し、消費生活クイズやインターネットトラブル疑似体験、ビデオ放映による啓発や啓発物品の配布による相談窓口の周知を行いました。

【令和7年度実績】

日 時	令和7年12月11日（木）、12日（金）	9：30～16：00
会 場	北九州メッセ	
主な内容	消費生活クイズ、インターネットトラブル疑似体験、ビデオ放映 消費生活パネルの展示、啓発物品の配布、アンケート その他（まもりんの展示）	
来 場 者	約 650名	



3 啓発強化月間（５月・１１月）

多くの市民に「消費生活センター」を知っていただき、より身近な存在になれるよう、毎年春（５月）と秋（１１月）に啓発強化月間を設け、消費者問題に関する啓発事業を集中的に行っています。

（１） 消費者月間（５月１日～５月３１日）

５月は、国の呼びかけのもと全国的に「消費者月間」とされ、令和７年度は「明日の地球を救うため、消費者にできること グリーン志向消費 ～どのグリーンにする？～」というテーマで、次の啓発活動を行いました。

・消費生活パネル展の実施

消費者被害防止のため、ウェルとばた２階エレベーターホール前にてパネル展を開催し、多くの市民に知っていただくことができました。（５月２７日～５月３０日）

・消費者被害防止用リーフレット等の配布

消費者被害防止のため、リーフレット及び啓発品をイオンモール八幡東で５００部配布し、啓発活動を行いました。（５月２０日）



(2) 消費者被害防止強化月間（１１月１日～１１月３０日）

北九州市では、１１月を「消費者被害防止強化月間」と定めており、より地元に根差した啓発活動を行いました。

・「第６回北九州市消費生活川柳」募集及びポスター作成

悪質商法や二重電話詐欺などの消費者被害トラブル防止に役立つ川柳を京町銀天街協同組合とコラボして募集。８６５句の応募があり、受賞１０作品は京町銀天街アーケードに掲示し、その受賞川柳を掲載したポスターを市民センター、図書館、区役所等に配布、ウェルとばた２階のエレベーターホール前及び大・中ホールへ続く階段付近（１１月２５日～１１月２７日、１２月１日～１２月１２日）に掲示し、消費者トラブルの未然防止に努めました。

・デジタルサイネージによる啓発

小倉駅コンコース、センタービジョンでデジタルサイネージを使用し、消費者被害防止の啓発や相談窓口の周知を行いました。

（１１月１日～１１月９日、１１月２４日～１１月３０日）



(3) その他の啓発事業

・街頭啓発

福岡銀行小倉支店周辺で年金の支給日に合わせ、警察署と連携して街頭啓発を実施しました。（４月１５日）

また、小倉駅ＪＡＭ広場において、福岡県警察本部と連携して、特殊詐欺被害防止キャンペーンとして街頭啓発を実施しました。（７月３０日）

4 広報紙「くらしの情報」の発行

消費生活に関する情報や物価情報を広く市民に周知するため「くらしの情報」を作成し、「あんしんサポートニュース」の配信先に年 2 回配信するとともに、市HPにも掲載しています。

【配 信 先】 介護関係事業者、高齢者医療関係施設、地域包括支援センター、市民センター、民生委員、社会福祉協議会、地域交流センター等
330か所

<令和7年度発行状況>

内 容	
夏 号	○令和6年度 消費生活相談概要 ・相談受付件数の推移 ・相談の多い商品・サービス ○物価情報 ・生活関連物資の6月の価格動向
秋 号	○11月1日は計量記念日です ○物価情報 ・生活関連物資の10月の価格動向

5 啓発用資料の作成

啓発用の資料を作成し、各種講座で利用するとともに相談窓口、市民センターなどで配付しています。

<令和7年度作成資料>

『消費生活川柳』 ポスター B1サイズ 11枚 B2サイズ 360枚	
新入生向け リーフレット A3サイズ 1,000部	

『しっかり聴きます！』 リーフレット 3,000 部	
『どうしよう？相談しよう！』 リーフレット A4 サイズ三つ折り 20,000 部 B4 サイズ三つ折り 10,000 部	

6 啓発用グッズの作成

＜令和7年度作成グッズ＞

『消費生活センター
オリジナル啓発品』
ボールペン

13,200 本



7 「あんしんサポートニュース」の配信

日頃、高齢者と接する機会の多い事業者や団体に対して、消費関連トラブルや製品事故の情報を提供することで、消費者被害の防止を図る「あんしんサポートニュース」を平成20年度から配信しています。

【配 信 数】 毎月2回（原則1日、15日）

令和7年度は年間25回配信

【配 信 先】 介護関係事業者、高齢者医療関係施設、地域包括支援センター、市民センター、民生委員、社会福祉協議会、地域交流センター等
330か所

8 「SOS サポートニュース」の配信【再掲】

市内の中学校等に対して、若者に関する消費トラブルの情報を提供することで、消費者被害の防止を図る「SOS サポートニュース」を平成24年1月から配信しています。

【配 信 数】 毎月1回（原則25日）

令和7年度は12回配信

【配 信 先】 市内中学校等 75か所

9 「消費生活トラブル注意報」の配信【再掲】

県内の高校・大学・専門学校等に対して、若者に関する消費トラブルの情報を平成25年8月から、福岡県・福岡市と共同で定期的に配信しています。

【配 信 数】 2ヶ月に1回配信（随時号外を配信） 令和7年度は6回配信

【配 信 先】 県内高校・大学等 250校（うち市内56校）

10 「わかものサポートニュース」の配信【再掲】

市内の大学や専門学校等に最新の消費者トラブル情報を、令和2年5月から配信しています。

【配 信 数】 毎月1回配信（原則20日） 令和7年度は12回配信

【配 信 先】 市内大学・専門学校等 43校

11 「ホットな消費者ニュース」の配信

福岡県内で発生している高齢者に関する消費トラブルの情報を福岡県内の主要都市と共同で毎月配信しています。

【配 信 数】 毎月1回配信（27日前後） 令和7年度は13回配信

【配 信 先】 福岡県消費生活センターのホームページに掲載

12 ホームページによる情報提供

ホームページを開設し、相談窓口の案内や暮らしに役立つ情報・相談事例等を掲載しています。また相談窓口の受付時間内に相談できない方のために、電子メールによる消費生活相談の受付をホームページ上で行っています。

《消費生活センターホームページの入り方》

北九州市トップページから

くらしの情報＞防災・防犯・消費生活＞消費生活

《メール相談ページの入り方》

北九州市トップページから

くらしの情報＞防災・防犯・消費生活＞消費生活＞消費生活相談窓口＞電子メールによる消費生活相談

13 若者向けポータルサイトによる情報提供

成年年齢引き下げ前の令和3年11月に、29歳以下の消費者を対象とした若者向けホームページを開設しました。消費生活センターの紹介や若者に多いトラブル事例とその対処法、クーリング・オフ制度なども特集として掲載しました。

平成8年4月1日現在、当該ポータルサイトは閉鎖し、市HPに関連情報を掲載しています。

14 SNSによる情報提供

消費生活トラブルの事例や注意点について、北九州市公式 SNS アカウントで配信しています。

《消費生活センターSNSに関するページの入り方》

北九州市トップページから

くらしの情報＞防災・防犯・消費生活＞消費生活＞注意喚起情報＞消費生活センター＞その他＞消費生活トラブル防止に関する情報を北九州市公式 SNS アカウントで配信しています＞各（外部リンク）へ



スマートフォンで
読み取ってホームページへ

(1) LINEによる情報提供

わかものサポートニュースをはじめ、最新の消費者トラブル情報等を迅速に発信し、消費者と情報を共有することで、消費者被害の未然防止を図っています。

《消費生活センターLINEページの入り方》

P29「消費生活センターSNSに関するページの入り方」を参照

「消費生活トラブル防止に関する情報を北九州市公式 SNS アカウントで配信しています」>北九州市公式LINE（外部リンク）より友だち追加をクリック

※受信設定から「消費生活センターからの注意喚起情報」を選択

二次元コードから友だち追加をする方法

LINE内のQRコードリーダー、カメラアプリや二次元コードリーダーのアプリから、右の二次元コードを読み取ることで、友だち追加ができます。



スマートフォンで
読み取って友だち追加

受信設定の方法

「基本メニュー」右下の「受信設定」ボタンから「市政情報2」>「生涯学習・健康・消費生活センターからのお知らせなど」を選択



(2) Facebookによる情報提供

消費者庁等からの最新の消費者トラブルや被害事例などの注意喚起情報等を迅速に発信し、広範な消費者と情報を共有することで、消費者被害の未然防止を図っています。

《消費生活センターFacebookページの入り方》

P29「消費生活センターSNSに関するページの入り方」を参照

「消費生活トラブル防止に関する情報を北九州市公式 SNS アカウントで配信しています」>北九州市・公式Facebook（外部リンク）

(3) YouTubeによる情報提供

消費者トラブルの実例やその対処法等を動画配信し、広範な消費者と情報を共有することで、消費者被害の未然防止を図っています。

《消費生活センターYouTube動画ページの入り方》

P29「消費生活センターSNSに関するページの入り方」を参照

「消費生活トラブル防止に関する情報を北九州市公式 SNS アカウントで配信しています」>YouTube「北九州市公式チャンネル」（外部リンク）



(4) Xによる情報提供

消費者庁や福岡県警察等からの最新の消費者トラブル情報、特殊詐欺事案などの注意喚起情報等を迅速に発信し、消費者と情報を共有することで、消費者被害の未然防止を図っています。

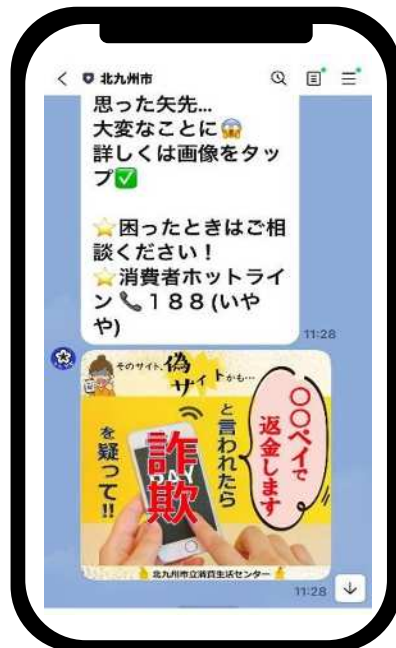
《消費生活センターXページの入り方》

P29「消費生活センターSNSに関するページの入り方」を参照

「消費生活トラブル防止に関する情報を北九州市公式 SNS アカウントで配信しています」>北九州市・公式X（外部リンク）

SNS投稿イメージ

(1)LINE



(2)Facebook



(3)YouTube



(4)X



15 dボタン広報誌による情報提供

テレビのチャンネルKBC（1ch）＋dボタンで、最新の消費者トラブル情報、特殊詐欺事案などの注意喚起情報等を迅速に発信し、消費者と情報を共有することで、消費者被害の未然防止を図っています。

《dボタン広報誌の視聴方法》

- ① テレビのチャンネルをKBC（1ch）にあわせます。
- ② テレビのリモコンの「dボタン」を押します。
- ③ 画面に表示された「dボタン広報誌」を選び、「決定ボタン」を押します。

※「dボタン広報誌」が表示されない場合は「dボタン」→「ニュース・天気」の順で操作してください。



16 広報紙等による情報提供

市政だより (令和7年度)	6月 1日号	くらしの便利講座 「脳の健康教室」
	8月 1日号	くらしの便利講座 「静電気実験&スライムづくり」
	10月15日号	くらしの便利講座 「シニア向けスマホ安全教室」
	12月15日号	消費者トラブル相談 まずはお電話ください
	12月15日号	くらしの便利講座 「毎日の食卓から始める健康づくり」
	3月 1日号 (小倉北・小倉南・ 八幡西区版)	消費生活センターは予約制になります

Ⅳ 審議会・情報交換会

1 北九州市消費生活審議会

消費生活に関し幅広く公正な意見を聞くため、北九州市消費生活条例第24条の規定に基づく消費生活審議会を設置し、消費者政策の基本となる事項を調査審議します。

(1) 委員名簿

(令和8年3月31日現在)

氏 名	所 属	備考
上坂 豪	九州国際大学 現代ビジネス学部 教授	会長
大杉 一之	北九州市立大学 法学部 准教授	副会長
田中 由美子	九州女子大学 家政学部 教授	
中村 祐貴	福岡県弁護士会 北九州部会	
竹元 愼吾	福岡県司法書士会 北九州支部	
中園 由美	北九州商工会議所 女性会	
塩塚 真由子	株式会社井筒屋 管理本部次長兼総務部長	
中村 啓子	北九州市婦人会連絡協議会 会長	
瓜生 啓二	公募委員	
木村 美世	公募委員	

(敬称略)

(2) 令和7年度開催実績「開催場所：北九州市立消費生活センター 研修室」

「第1回」 令和7年10月9日(木)

議 題

- ・令和6年度の相談状況
- ・令和6年度の実績状況
- ・「北九州市消費者教育推進計画」の策定について
- ・その他

2 北九州市消費者被害防止情報交換会

警察との緊密な連携により、様々な悪質商法による北九州市民の消費者トラブル、被害の未然防止対策等を強化し、市民生活の一層の安定を図ることを目的に、定期的に福岡県警本部及び市内8警察署と北九州市消費者被害防止情報交換会を実施しています。

(1) 構成員

警 察	福岡県警察本部生活経済課 福岡県小倉北警察署生活安全第一課 福岡県小倉南警察署生活安全課 福岡県八幡東警察署生活安全課 福岡県八幡西警察署生活安全課 福岡県折尾警察署生活安全捜査課 福岡県若松警察署生活安全課 福岡県戸畑警察署生活安全課 福岡県門司警察署生活安全課
行政等	総務市民局安全・安心推進部長 北九州市立消費生活センター 北九州市消費生活相談員協会

(2) 令和7年度開催実績

開催日 令和8年1月22日（木）
場 所 北九州市立消費生活センター 研修室
議 題 ・北九州市の相談状況
・悪質な相談事例

V 事業者への注意・助言、啓発

消費者トラブルの未然防止に努めるため販売事業者等に注意・助言、啓発を行っています。

1 業種別注意・助言、啓発件数（令和7年度）

	業 種	4～6月		7～9月		10～12月		1～3月		合計	
		件	人	件	人	件	人	件	人	件	人
工事、建築	リフォーム	2	2	1	2	2	3	0	0	5	7
健康関連	健康食品等	1	1	1	1	2	2	1	1	5	5
美容関連	エステ等	1	1	1	1	0	0	1	1	3	3
生活関連	貴金属	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電気・ガス	0	0	0	0	0	0	1	3	1	3
	浄水器・水販売	0	0	1	1	1	1	0	0	2	2
	電話・電信	2	5	0	0	2	5	3	6	7	16
	新聞	2	2	3	4	3	3	3	3	11	12
	信販	0	0	2	3	0	0	2	2	4	5
	保険	2	2	1	1	3	4	0	0	6	7
	金融	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
	冠婚葬祭	1	2	0	0	1	2	1	1	3	5
	その他	1	1	0	0	1	1	2	2	4	4
計		12	16	10	13	15	21	15	20	52	70

2 訪問販売事業者講習会

訪問販売活動を行う事業者等が消費者トラブルの未然防止に努め、消費者から苦情があった場合に適切に対応いただくため、平成１９年度から事業者等を対象に、講習会を開催しています。

〈令和７年度開催実績〉

開催日 令和７年 １１月 ２６日（月）

場 所 ウェルとばた 多目的ホール

参 加 ２７社 ３２名

テーマ 訪問販売及び電話勧誘販売事業者が遵守すべき法令のポイント
～信頼される取引のために「いま問われる誠実さ」～

講 師 ひびき法律事務所 弁護士 仲地 彩子 氏



Ⅵ 価格動向の調査等

食料品をはじめ日常生活における身近な必需品について、職員が行った価格調査等の情報を提供しました。

1 生活関連物資の価格動向の調査

生活関連物資の価格と需給の安定を図るため、需要の大きい物資の中から当市が選択した品目の店頭価格について、毎月調査を行いました。

＜調査実績＞

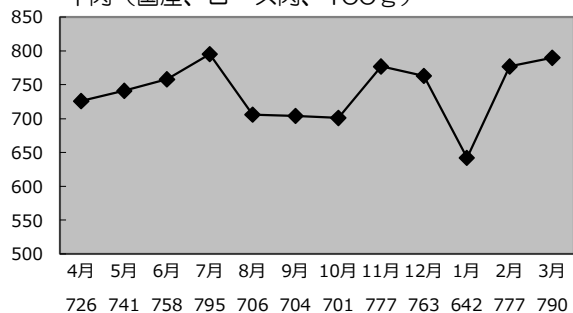
（単位：件）

年度	調査品目（種）		調査対象店舗（店）	
	食料品	日用品 (石油製品含)	食料品	日用品 (石油製品含)
R3	12	8	10	25
R4	12	8	10	25
R5	12	8	10	25
R6	12	8	10	25
R7	12	8	10	25

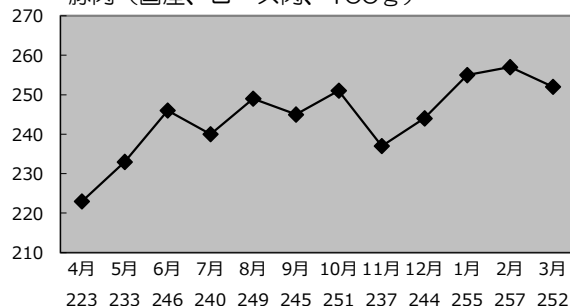
令和7年度北九州市生活関連物資価格推移表

(単位：円 価格は消費税を含みます)

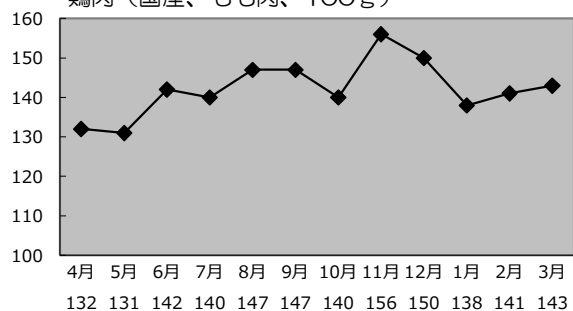
牛肉（国産、ロース肉、100g）



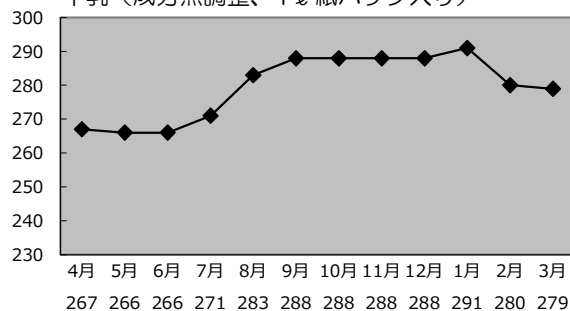
豚肉（国産、ロース肉、100g）



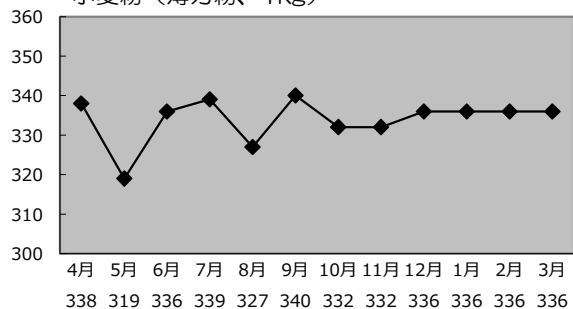
鶏肉（国産、もも肉、100g）



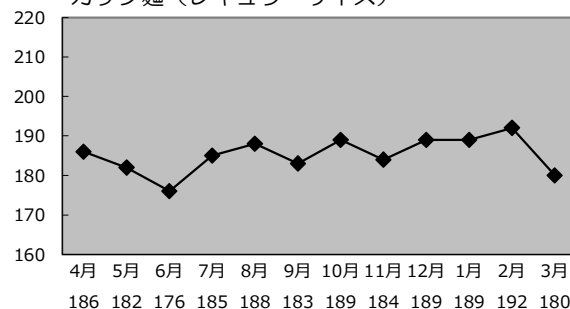
牛乳（成分無調整、1ℓ紙パック入り）



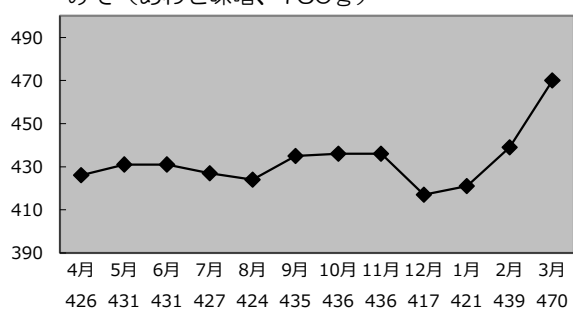
小麦粉（薄力粉、1kg）



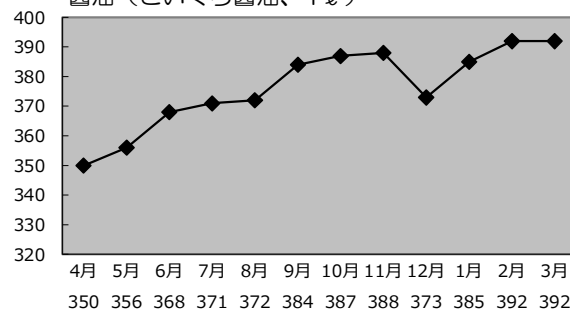
カップ麺（レギュラーサイズ）



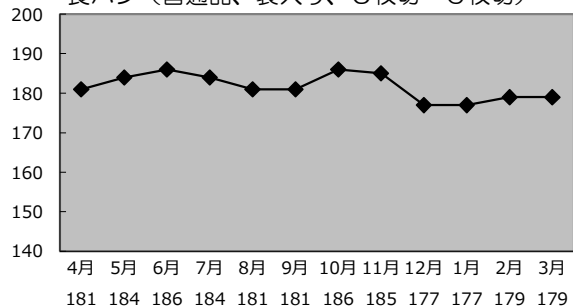
みそ（あわせ味噌、750g）



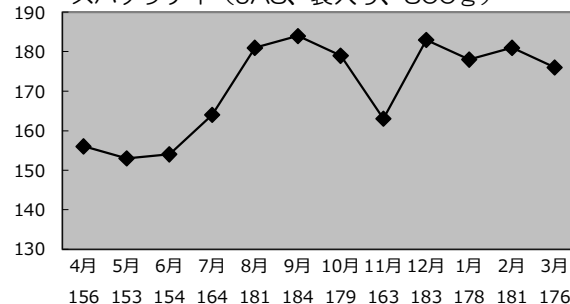
醤油（こいくち醤油、1ℓ）



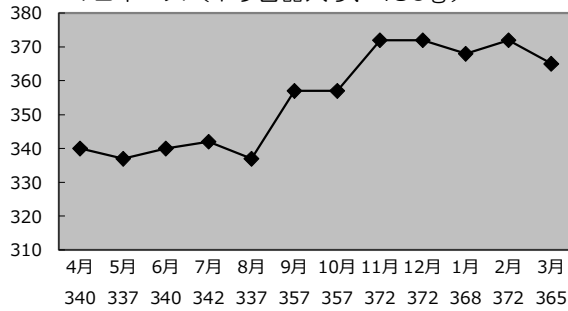
食パン（普通品、袋入り、5枚切・6枚切）



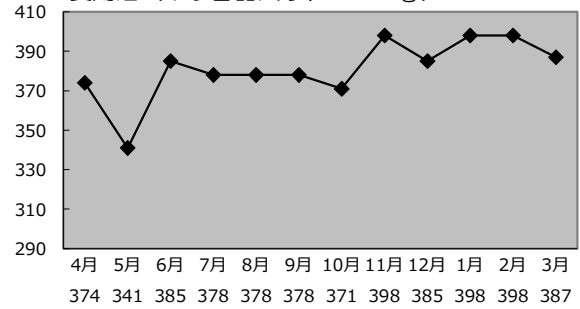
スパゲッティ（JAS、袋入り、300g）



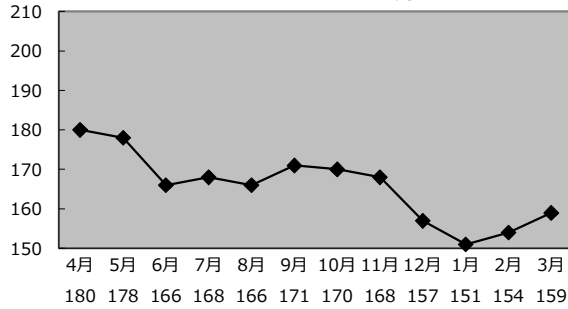
マヨネーズ（ポリ容器入り、450g）



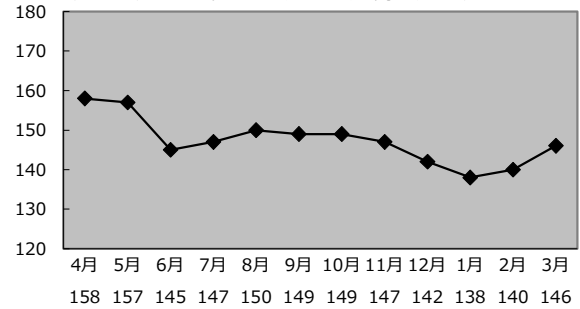
食用油（ポリ容器入り、1000g）



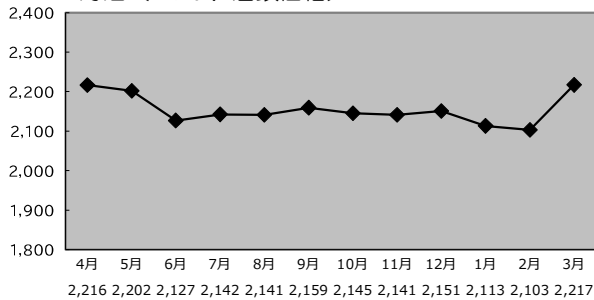
ガソリン（レギュラー、1ℓ、現金売り）



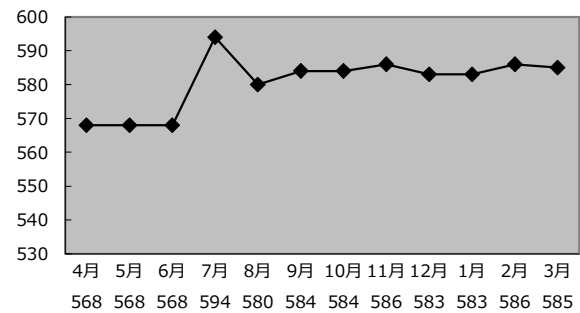
軽油（個人消費向け、1ℓ、現金売り）



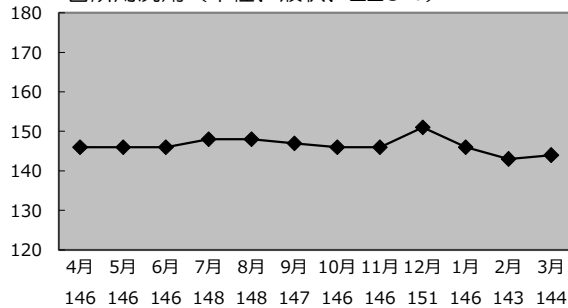
灯油（18ℓ、店頭価格）



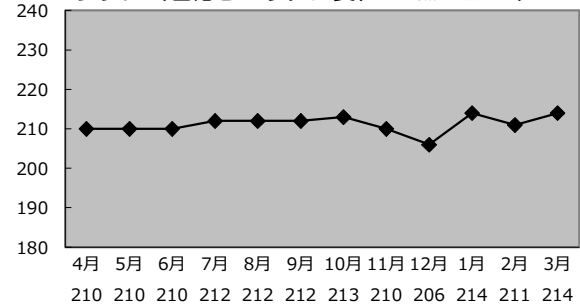
トイレットペーパー
（12ロール、シングル・ダブル、再生紙）



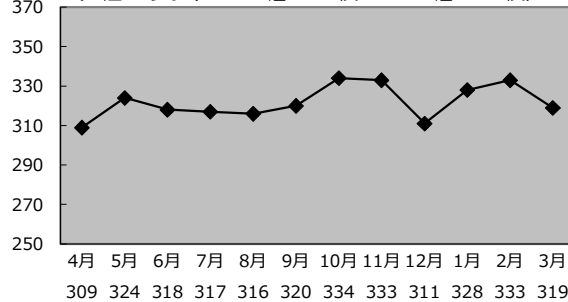
台所用洗剤（中性、液状、220mℓ）



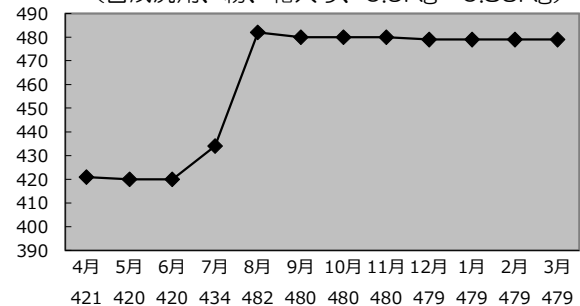
ラップ（塩化ビニリデン製、30cm×20m）



ティッシュペーパー
（5個パック、150組300枚・160組320枚）



洗濯用洗剤
（合成洗剤、粉、箱入り、0.9Kg→0.85Kg）



※商品リニューアルのため令和7年8月から内容量が0.9Kgから0.85Kgに変更になっています

2 物価情報の提供

日常生活に役立つ知識を深めてもらうために、物価に関する情報を提供しています。

<令和7年度実績>

○広報紙

「くらしの情報」（年2回発行）

○ホームページ

「生活関連物資の価格動向」（毎月更新）

「北九州市の消費者物価指数」（毎月更新）

北九州市消費者物価指数（年平均）

（令和2年＝100）

品 目	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
総 合	99.7	102.5	105.8	109.3	113.5
生鮮食品を除く総合	99.7	102.2	105.2	108.5	112.7
食 料	99.8	104.8	113.8	119.6	129.1
住 居	100.4	102.7	103.6	104.5	105.1
光熱・水道	100.7	111.8	101.7	107.1	111.7
家具・家事用品	100.2	102.9	111.4	115.4	122.0
被服及び履物	102.7	102.4	105.1	107.2	110.5
保健医療	99.4	99.8	101.9	103.5	104.8
交通・通信	95.8	94.9	96.2	99.5	102.7
教 育	100.5	100.8	102.0	103.8	97.2
教養娯楽	101.4	102.5	106.8	111.2	113.6
諸 雑 費	101.4	102.7	104.6	106.7	108.2

資料：総務省統計局「消費者物価指数」

大都市消費者物価指数（年平均）

（令和2年＝100）

年 都市名	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
北九州	99.7	102.5	105.8	109.3	113.5
福岡	99.4	101.5	104.9	108.2	112.0
熊本	99.5	101.7	105.1	108.2	111.9
札幌	99.9	102.9	106.8	109.9	113.4
仙台	99.9	103.1	107.2	110.6	114.5
さいたま	99.5	101.8	104.9	107.5	110.6
千葉	99.4	101.7	105.3	107.7	110.9
東京都区部	99.8	102.2	105.4	107.9	111.0
横浜	99.7	102.0	105.2	108.3	111.5
川崎	99.4	101.4	104.5	107.2	110.3
相模原	99.7	102.2	105.6	108.4	112.1
新潟	99.1	101.9	104.8	107.4	110.8
静岡	99.1	101.7	104.9	107.8	111.4
浜松	100.2	103.0	106.5	109.6	113.1
名古屋	99.7	102.4	105.7	108.8	112.5
京都	99.9	102.4	105.6	108.6	112.3
大阪	99.4	101.9	105.3	108.3	111.7
堺	99.5	102.0	105.3	108.3	111.6
神戸	99.3	101.3	104.7	107.7	111.2
岡山	99.9	102.0	105.2	107.6	111.0
広島	99.6	102.3	105.6	108.4	112.1

資料：総務省統計局「消費者物価指数（総合）」

VII 計量の適正化

北九州市の計量行政は、計量検査所が所管し、「計量法」に基づき適正な計量の実施を確保するという観点から『検査業務』及び『指導啓発業務』を実施しています。

1 定期検査

商店や病院、学校等で取引証明に使用される計量器が、経年変化などにより性能が劣化していないかどうか、計量法に基づき2年に1回定期検査を実施し、適正な計量が行われるように努めています。なお、平成20年度から定期検査を指定定期検査機関に委託しています。

(1) 定期検査の内容

巡回検査	指定定期検査機関の職員が、計量器を使用している事業所を巡回し、検査を行う
所在場所検査	指定定期検査機関の職員が、トラックスケール等の大型の物や使用している計量器の数が多い事業所に出向き検査を行う
代検査	北九州市が行う定期検査に代わり、民間計量士が検査を行う
未受検者への立入調査	定期検査未受検者のところへ出向き、計量器の使用状況等を聞き、受検指導を行う
事前調査	新しく開店した商店等、未把握事業所に対し、計量器の使用状況を調査し、定期検査の受検義務等を説明し、指導を行う

(2) 定期検査の実績

年度 \ 項目		受検戸数 (戸)	受検個数 (個)	合格個数 (個)	合格率 (%)
3	指定機関検査	449	1,315	1,299	98.8
	代検査	1,176	3,756	3,717	99.0
	計	1,625	5,071	5,016	98.9
4	指定機関検査	726	2,261	2,246	99.3
	代検査	1,225	3,735	3,714	99.4
	計	1,951	5,996	5,960	99.4
5	指定機関検査	509	1,423	1,421	99.9
	代検査	1,164	3,736	3,710	99.3
	計	1,673	5,159	5,131	99.5
6	指定機関検査	771	2,409	2,405	99.8
	代検査	1,169	3,500	3,493	99.8
	計	1,940	5,909	5,898	99.8
7	指定機関検査	518	1,903	1,898	99.7
	代検査	1,132	3,036	3,031	99.8
	計	1,650	4,939	4,929	99.8

2 立入検査

(1) 計量器立入検査

事業所や家庭で使われている有効期間などの定めのある計量器に対し、立入検査を実施しています。

＜対象計量器＞都市ガスメーター・プロパンガスメーター・水道メーター
ガソリンメーター・子メーター（電気・ガス・水道）

(2) 商品量目検査

量り売りをしている商品の重量が正しく計量されているか、歳末期に全国一斉の商品量目検査を行っています。また、消費者からの苦情に基づき事業者への量目検査を実施しています。

＜商品量目検査実績＞

	年度	立 入 戸 数 (戸)	検 査 個 数 (個)	不 合 格	
				個数(個)	率(%)
食料品等	3	0	0	0	0.0
	4	7	200	0	0.0
	5	19	648	21	3.2
	6	19	514	14	2.7
	7	21	448	18	4.0



3 計量思想の普及啓発

(1) 計量記念日事業

11月1日の計量記念日に際し、計量思想の普及啓発パネルをウェルとばた2階交流プラザに掲出し、市民の計量思想の醸成を図りました。



(2) 計量記念日広報事業

11月1日の計量記念日に際し、計量思想の普及・啓発を図るための広報事業として、福岡県内の計量関係団体及び計量行政機関が計量に関する写真・動画・絵の作品募集を行いました。また、計量に関するクイズやアンケートも実施しました。

募集（応募）期間	令和7年7月15日から令和7年11月20日まで
応募総数	【作品募集】 ・標語及び川柳 52件 ・写真5件 ・絵 9件 計66件 【クイズ応募】 163件 【アンケート】 197件

4 その他の事業

(1) 計量管理指導業務

適正計量管理事業所の新規申請に関する検査や当該事業所の記載事項変更届の進達事務等を通し、適正な計量管理の指導を行っています。

＜令和7年度実績＞

新規検査	0事業所	変更届	5事業所
立入検査	4事業所	廃止届	0事業所

Ⅷ 総合食料品小売センターの維持・管理

食料品やその他日用品を販売して地域消費者の利便性を図るため、総合食料品小売センターとして、昭和４８年に設置しました。

近隣に多数の商業施設が整備され、施設の老朽化が進んでいることもあり、近年は鮮魚店１店舗のみ営業していましたが、令和７年８月に退去されたため、令和７年１２月に総合食料品小売センターを廃止しました。

施 設 概 要

- ① 名 称：北九州市立折尾東部総合食料品小売センター
- ② 場 所：北九州市八幡西区友田二丁目４番２３号
- ③ 開 設：昭和４８年４月２０日
- ④ 廃 止：令和７年１２月２２日
- ⑤ 構 造：鉄筋コンクリート５階建１階部分
（２階～５階は市営住宅「折尾東市場団地」）
- ⑥ 入店者：１業種１店舗（鮮魚店）※令和７年８月で退去
- ⑦ 面 積：売り場 19.43 ㎡（公道に面する単独店舗）



Ⅸ 製品事故の予防対策

市民の生命又は身体に対する危害の防止を図るため、販売される生活用製品が法律に規定する表示を正しく行っているか調査しています。

1 対象となる法律

消費生活用製品安全法

電気用品安全法

ガス事業法

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

家庭用品品質表示法

※PSマーク貼付義務

技術基準を満たすことを確認した製造・輸入業者は、PSマークを表示することができます。
表示が付されているものでなければ販売、または販売の目的で陳列できません。

2 検査結果（令和7年度）

法律名	PSマーク	品 目	検査店舗数
消費生活用製品安全法	 	特別特定製品	4店舗
		子供用特定製品	1店舗
	 	上記以外の特定製品	4店舗
		上記以外の子供用特定製品	2店舗
電気用品安全法		特定電気用品	6店舗
		上記以外の電気用品	5店舗
ガス事業法		特定ガス用品	0店舗
		上記以外のガス用品	5店舗
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律		特定液化石油ガス器具等	5店舗
		上記以外の液化石油ガス器具等	4店舗
家庭用品品質表示法	繊維製品		2店舗
	合成樹脂加工品		5店舗
	電気機械器具		6店舗
	雑貨工業品		5店舗

※実際のマークはデザイン・サイズ等が上記と異なります。